第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百四十一
第一項第一号イ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二
第一項第一号ロ(3)及び八(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ニ(2)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十
第二項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十
第二項第一号イ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ロ(2)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

第百五十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。）の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七

第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六」に、「、第六十六条の七」を「、第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五の二」を「、第四十二条の十二の六」に、「の規定の」を「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）の規定の」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六の二」の下に「、第六十八条の十五の七」を加え、同項第四号の四中「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第三百十七条の三の二第四項中「所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改め、「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）」を削る。

第三百十七条の三の三第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改める。

第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項第一号及び第十五項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第三百二十八条の六第一項第一号中「本条、次条第二項及び」を「この条、次条第二項及び第三項並びに」に改める。

第三百二十八条の七第一項第二号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項」に改め、「又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4　前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

四十五　ダムの用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る。）

第三百四十九条の三第十七項中「掲げる家屋及び」を「掲げる家屋並びに同号及び同項第四十五号に掲げる」に改め、同条第十八項中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)中「ロ(1)(i)」を「以下この号」に改め、同号イ(1)(ii)中「ロ(1)(ii)」を「以下この号」に改め、同号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「次項」を「以下この条」に、「第四百五十一条第一項第一号ロ」を「第四百五十一条」に、「令和十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百十」を「百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。